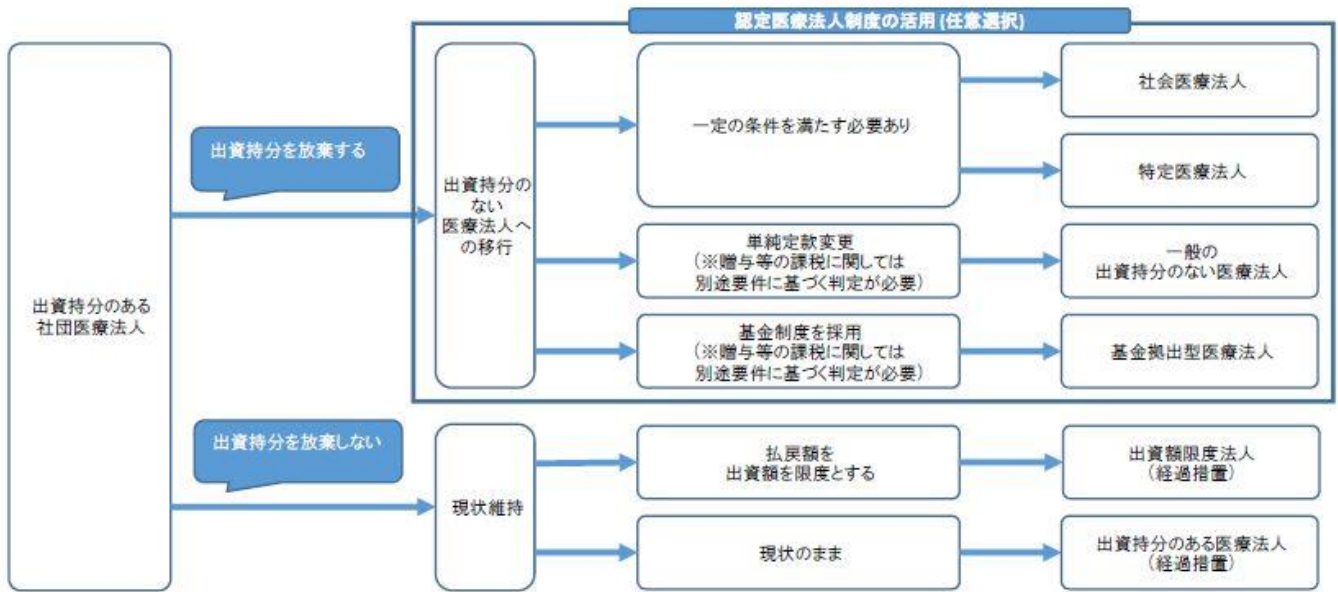


2. 持分の定めのない医療法人への移行

(1) 医療法人の選択肢



(2) 「持分あり医療法人」を経営される理事長の皆様へ

<事例 1>

医療法人を設立した際に出資してくれた方々が高齢化してきた。将来、これらの方々が亡くなったとき、出資権も相続されるが、このとき相続した人に払い戻されたりしたら、病院がどうになってしまうのか心配だ。

<事例 2>

医療法人を設立した当初は診療所だけだったが、今は病院を運営するまでになった。法人の貸借対照表を見ると、純資産が大きくなっており、出資者に払い戻されたりしたら、病院がどうになってしまうのか心配だ。



出資者からの払戻が行われない、「持分なし医療法人」への移行を検討しませんか？

3年間限定（平成 29 年 9 月 30 日まで）で、税制優遇措置や低利の融資等をうけられます。

(3) 移行の概要

① 移行計画の認定制度と税制措置の概要

相続人が持分あり医療法人の持分を相続または遺贈により取得した場合、その法人が移行計画の認定を受けた医療法人であるときは、移行計画の期間満了まで相続税の納税が猶予され、持分を放棄した場合は、猶予税額が免除されます。

また、出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとみなして、他の出資者に贈与税が課される場合も同様です。

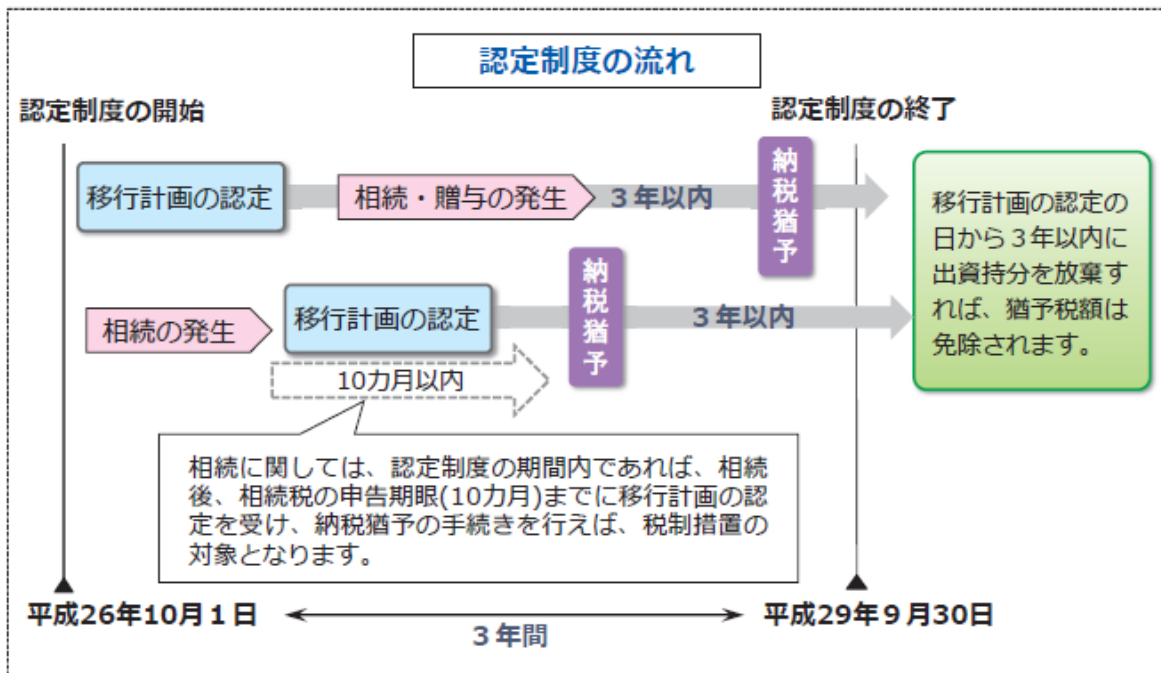
・移行計画の認定制度

移行計画の認定制度が実施されるのは、平成 29 年 9 月 30 日までの間です。

持分なし医療法人への移行を検討する医療法人は、この期間内に移行計画を厚生労働省へ申請し、認定をうけてください。

・移行の期限

移行計画の認定を受けた医療法人は、認定の日から 3 年以内に持分なし医療法人へ移行してください。



② 移行計画の認定から持分なし医療法人への移行までの流れ

